



発行 新潟県

第 35 号

平成30年5月8日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 518 新潟県知事職務代理者印のうち賞状用を使用する専用公印の調製について（法務文書課）
- 519 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 520 農用地利用配分計画の認可の申請（地域農政推進課）
- 521 農産物検査法に基づく地域登録検査機関の登録事項の変更（食品・流通課）
- 522 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 523 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 524 土地改良区連合の所属土地改良区の増減認可（農地計画課）
- 525 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 526 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 527 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 528 土地改良事業計画変更の縦覧（農地計画課）
- 529 国土調査の成果認証（農村環境課）
- 530 土地収用法による事業の認定（用地・土地利用課）

公 告

一般競争入札の実施（法務文書課）

病院局告示

4 公金の収納事務の委託（病院局経営企画課）

病院局公告

一般競争入札の実施（病院局経営企画課）



◎新潟県告示第518号

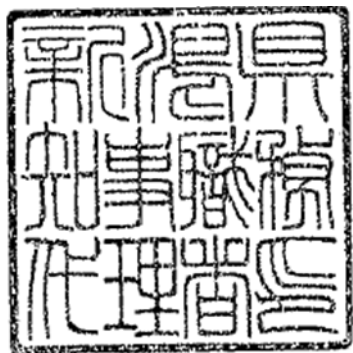
新潟県公印規程（昭和31年8月新潟県訓令第19号）第4条の規定により、知事職務代理者印のうち賞状用を使用する専用公印を調製し、次のとおりその使用を開始した。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 使用範囲
賞状、表彰状、感謝状及びこれらに類するもの
- 2 使用開始年月日
平成30年5月1日
- 3 印影



◎新潟県告示第519号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、南魚沼市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等
6月11日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで	塩沢公民館	南魚沼市全域
6月12日（火）	午前9時から正午まで		
6月13日（水）	午後1時から4時まで		
6月14日（木）	午後1時から4時まで		
6月15日（金）	午前9時から正午まで	コミュニティホールさわらび	
6月18日（月）	午前10時から正午まで 午後1時から4時まで		
6月19日（火）	午前9時から正午まで		
6月20日（水）	午後1時から4時まで		
6月21日（木）	午前9時から正午まで		
6月22日から平成31年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月31日、平成31年1月2日、1月3日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所	上記の未受検者
		特定計量器の所在の場所	特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第520号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	7者	佐々木上野840番ほか32筆 5.2ha
関川村	6者	下関1797番1ほか21筆 2.8ha
新発田市	41者	板山一ノ関1945番4ほか1,420筆 124.1ha
阿賀野市	11者	久保山下80番2ほか71筆 6.9ha
胎内市	7者	古舘道下1033番ほか112筆 10.5ha
聖籠町	8者	真野三枚橋833番ほか39筆 4.2ha
新潟市	85者	北区内沼丁795番ほか1,331筆 114.1ha
五泉市	4者	五泉田向44番ほか35筆 3.3ha
三条市	1者	荒沢小沢372番子ほか13筆 1.1ha
田上町	1者	田上与五右エ門通丙1899番ほか5筆 0.6ha
長岡市	2者	黒津町菖蒲原150番1ほか4筆 0.3ha
見附市	4者	片桐町本倉1102番1ほか30筆 9.5ha
魚沼市	3者	七日市新田十二林164番1ほか30筆 3.8ha
南魚沼市	1者	君帰東614番ほか30筆 2.0ha
十日町市	8者	仁田3138番ほか148筆 18.9ha
津南町	2者	下船渡甲7968番ほか7筆 1.1ha
柏崎市	58者	上方5787番ほか890筆 76.4ha
上越市	76者	小泉2432番ほか527筆 93.1ha
妙高市	4者	葎生998番ほか13筆 3.3ha
糸魚川市	3者	東海大明神268番1ほか9筆 1.0ha
佐渡市	20者	秋津新田972番ほか130筆 18.9ha
合計	352者	4,918筆 500.8ha

2 申請年月日

平成30年4月24日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課

新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課

新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県柏崎地域振興局農業振興部企画振興課

新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課

新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課

新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。

◎新潟県告示第521号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関の登録事項の変更の届出があり、登録台帳への記載事項を次のとおりとした。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

登録番号	15004	登録年月日	平成14年8月20日	
登録検査機関の名称	一般社団法人新潟県農産物検査協会			
代表者氏名	代表理事会長 今井 長司			
主たる事務所の所在地	新潟県新潟市西区山田2310番地15			
登録の区分	品位等検査			
農産物の種類	国内産もみ、国内産玄米、国内産大麦、国内産小麦、国内産大豆、国内産そば			
農産物検査を行う区域	農産物検査員			成分検査業務受委託先
	氏名	住所	農産物の種類	証明書番号
新潟県	皆木 和人 稲垣 駿太郎	新潟県三条市飯田2277-1コーポラス飯田2第301	もみ、玄米、大豆	K1516106
		新潟県胎内市下高田1093-1	もみ、玄米、大麦、大豆、そば	K1524021
備考	略称『新潟県検査協会』平成30年5月8日 農産物検査員2名の住所変更。検査員合計715名。			

◎新潟県告示第522号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、新発田市の五十公野土地改良区の定款の変更を平成30年4月24日認可した。

平成30年5月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第523号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する同法第30条第2項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合の定款の変更を平成30年4月20日認可した。

平成30年5月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第524号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第81条の規定により、新発田市の加治川土地改良区連合の所属土地改良区の数の増減を平成30年4月20日認可した。

平成30年5月8日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第525号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、三条市の一部を受益地域とする県営反田地区農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年5月9日から平成30年6月5日まで
- 3 縦覧に供する場所
三条市役所
- 4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表す

る者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第526号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、十日町市の一部を受益地域とする県営下原地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年5月9日から平成30年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

十日町市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第527号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、上越市の一部を受益地域とする県営東立ヶ内地区農用地保全施設整備（ため池等整備「用排水施設」）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年5月9日から平成30年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

上越市役所及び吉川区総合事務所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第528号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、中魚沼郡津南町の一部を受益地域とする県営津南地区農業用排水施設整備・農業用道路整備・区画整理・農用地改良保全(中山間地域総合整備)事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年5月9日から平成30年6月5日まで

3 縦覧に供する場所

中魚沼郡津南町役場

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の変更について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の変更については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の変更を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の変更に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第529号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次のとおり国土調査の成果を認証した。
平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 調査を行った者の名称及び地域

調査を行った者の名称	成果の名称及び地域
出雲崎町	出雲崎町の地籍図及び地籍簿 大字沢田の一部
新潟市	新潟市の地籍図及び地籍簿 漆山、馬堀の各一部

2 認証年月日

平成30年4月24日

◎新潟県告示第530号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をした。
平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 起業者の名称

妙高市

2 事業の種類

道の駅あらい拡充整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事

3 起業地

(1) 収用の部分

妙高市大字長森字中田及び大字猪野山字下原地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号の要件への適合性

道の駅あらい拡充整備事業及びこれに伴う農業用排水路付替工事（以下「本件事業」という。）のうち、道の駅あらい拡充整備事業（以下「本体事業」という。）は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。また、本体事業の施行により遮断される農業用排水路の従来の機能を維持するための付替工事（以下「関連事業」という。）は、同条第5号に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性

起業者は、本件事業に要する経費について、妙高市一般会計により既に予算計上しているほか、来年度以降についても予算措置することを確約していることから、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性

ア 得られる公共の利益

平成12年に開設した「道の駅あらい」(以下「既設道の駅」という。)は、国道18号、上信越自動車道の新井パーキングエリア及び新井スマートインターチェンジに隣接し、上越地域の観光拠点として経済活性化に貢献している施設である。妙高市では、加速する少子高齢化と人口減少による農業従事者の高齢化や後継者不足に対応するため、平成27年に「第2次妙高市総合計画」を策定し、地域資源を活かした観光産業の活性化を目的として既設道の駅の機能を強化するとともに、市の基幹産業である農業の振興を支援するため、既設道の駅では手狭となっていた農産物直売所の充実を図ることとした。

本件事業は、既設道の駅の隣接地に、新たに販売・加工・飲食物の提供ができる農業振興施設を整備し、地場産農産物の付加価値化（六次産業化）を図るとともに、市の経済を支えるもう一つの産業である観光業において、増加する国内外の観光客への観光情報や地域の魅力を発信する機能が不足しているため、新たに情報提供施設を整備し、交流人口の増加による地域経済の活性化を図るものである。

本件事業の実施により、農業者の販売拠点となっている農産物直売所の魅力をさらに高め、直売所を中心とした新たな販路を拡大することによる農業所得の向上が期待され、また、観光客のニーズに合った魅

力的な体験・交流情報を提供することにより再訪率や観光入込客数の増加に寄与し、地域全体の経済活性化が期待される。さらに、国土交通省が実施する「(仮称)道の駅あらい第2駐車場」と一体的に整備を図り、災害時には地域住民や観光客等の避難拠点となる防災広場の整備を行うなど、本件事業は公益に大きく資するものである。

本件事業による周辺環境への影響については、起業地の周辺部は住宅もなく騒音等の影響は少ないものと考えられるが、環境保全に努め、定期的な駐車場のパトロールによりその影響を最小限にするとしている。また、周辺の農地から離れた位置に駐車場を配置し、日照を確保するため建物を平屋建てにするなど農地への影響を最小限にするとしていることから、周辺環境への影響は少ないものと考えられる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいものと認められる。

イ 失われる利益

本件起業地は、文化財保護法(昭和25年法律第214号)に基づく埋蔵文化財包蔵地及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)に基づく鳥獣保護区に該当しない旨、市の担当課から回答を得ている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は少ないものと認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業に係る起業地については、観光交流拠点として不特定多数の利用者が来訪することから、安全性や利便性を確保できること、既設道の駅との連携や一体的な配置が可能であること等を条件に2箇所を選定し、経済的条件等も考慮して比較検討した結果、本件起業地が最適地であり最も合理的であると認められる。

また、関連事業は、本体事業の施行により機能が阻害される農業用排水路について、従来の機能を維持するために必要最小限の範囲として管理者と協議したものであり、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性

ア 事業を早期に施行する必要性

本件事業について、多くの利用者がある既設道の駅の農産物直売所が手狭なため、地元農業者から販売の場の拡張要望がでている。また、市では外国資本によるリゾート施設の開業や上信越自動車道の4車線化が予定されるなど観光客増加の好機にあわせ、早期整備の必要があるとしていることから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な最小限の範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

よって、法第20条の規定により、事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

妙高市役所観光商工課

公 告

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、荷物運送業務について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特定を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年5月8日

新潟県知事職務代理者

新潟県副知事 高井 盛雄

1 入札に付する事項

(1) 調達する役務の件名

荷物運送業務

(2) 調達案件の仕様等

新潟県庁から発する荷物の運送業務。その他入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

平成30年6月1日から平成31年3月31日まで

(4) 履行場所

新潟県庁及び各運送先

(5) 入札方法

入札は、単価に発送予定数量を乗じた金額の合計金額で行うものとし、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 会社更生法(平成14年法律第154号)による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(4) 民事再生法(平成11年法律第225号)による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

(5) 本公告の日現在で、貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する事業の許可を有している者であること。

(6) 本調達に係る仕様書の内容を、全国規模で再委託することなしに履行が可能であることを確認できる者であること。

(7) 入札説明書の交付を受け、入札参加資格を確認された者であること。

(8) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問合せ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県総務管理部法務文書課文書係

電話番号 025-280-5018(直通)

(2) 入札説明書の交付等

本公告の日から平成30年5月14日(月)(新潟県の休日定める条例(平成元年新潟県条例第5号)第1条第1項各号に規定する日を除く。)の各日の午前9時から午後5時まで上記(1)の場所で交付する。

(3) 入札執行の日時及び場所

平成30年5月25日(金)午前11時

新潟県庁行政庁舎16階入札室

(4) 入札書の提出方法

次のいずれかの方法によること。

ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

イ 本人が作成した一の入札書を封書の上、上記(1)に定める提出場所を宛先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に調達する役務の件名及び入札執行日を記載する。)をもって入札執行日の前日の午後5時までには到着するよう郵送すること。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。ただし、新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号。以下「規則」という。）第43条第1号に該当する場合は免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、規則第44条第1号に該当する場合は免除する。

(4) 入札参加者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、本公告に示した競争参加資格を証明する書類等を平成30年5月17日（木）午後5時までに上記3(1)の場所に提出し、契約当事者の確認を受けなければならない。

(5) 参加資格の確認結果の通知

ア 参加資格の確認結果については、入札参加資格確認書等を提出したものにそれぞれ書面により通知する。
イ 参加資格の確認結果の通知は、平成30年5月22日（火）午前9時から午後5時まで上記3(1)の場所で行う。

(6) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(9) 落札者の決定方法

本公告に示した調達役務を履行できると契約当事者が判断した入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(10) 契約の停止等

当該調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続（平成11年6月新潟県告示第1221号）に基づく苦情申立があったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(11) その他

詳細は入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature of the services to be procured:

Delivery of luggage

(2) Time and place of bidding:

2:00p.m. March 23, 2018

Niigata Prefectural Office Building Bidding Room

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

(3) For more information, contact:

Legal Documents Division

Niigata Prefectural Government

4-1, Shinko-cho, Chuo-ku, Niigata City, Niigata, Japan

〒950-8570

Tel 025-280-5018

E-mail: ngt010020@pref.niigata.lg.jp

病院局告示

◎新潟県病院局告示第4号

新潟県病院局財務規則（昭和60年新潟県病院局管理規則第5号）第44条の2の規定により、公金の収納事務を次のとおり委託した。

平成30年5月8日

新潟県病院事業管理者 岡 俊幸

1 委託した事務

- (1) 新潟県立がんセンター新潟病院における外来駐車場の利用料金収納事務
- (2) 新潟県立新発田病院及び新潟県立リウマチセンターにおける外来駐車場の利用料金収納事務
- (3) 新潟県立妙高病院、新潟県立中央病院、新潟県立十日町病院、新潟県立加茂病院、新潟県立吉田病院、新潟県立がんセンター新潟病院、新潟県立新発田病院、新潟県立坂町病院及び新潟県立リウマチセンターにおける診療費等の収納事務

2 受託者の住所及び名称

- (1) 新潟市中央区下所島2丁目8番14号
株式会社YARUSHIKA
- (2) 新潟市中央区紫竹山2丁目5番40号
株式会社NKSコーポレーション新潟支店
- (3) ア 東京都千代田区二番町8番地8
株式会社セブーンイレブン・ジャパン
イ 東京都品川区大崎1丁目11番2号
株式会社ローソン
ウ 東京都豊島区東池袋3丁目1番1号
株式会社ファミリーマート
エ 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
山崎製パン株式会社
オ 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
ミニストップ株式会社
カ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
株式会社ポプラ
キ 群馬県前橋市亀里町900番地
株式会社セーブオン
ク 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
国分グローサーズチェーン株式会社
ケ 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
株式会社セイコーマート
コ 東京都港区港南1丁目8番27号
株式会社しんきん情報サービス
サ 東京都中央区日本橋本石町4丁目6番7号
地銀ネットワークサービス株式会社

3 委託期間

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、磁気共鳴画像診断装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものである。

平成30年5月8日

新潟県立新発田病院長 塚田 芳久

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
磁気共鳴画像診断装置 1式

- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成31年3月29日(金)
- (4) 納入場所
新潟県立新発田病院
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先
郵便番号 957-8588
新潟県新発田市本町1丁目2番8号
新潟県立新発田病院経営課
電話番号 0254-22-3121 内線2516

- (2) 入札説明書の交付方法
本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

- (3) 応札仕様書の提出期限
平成30年5月22日(火)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年5月29日(火)午前10時00分
新潟県立新発田病院 5階大会議室

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 契約保証金
契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。
- (4) 入札者に要求される事項
この一般競争入札に参加を希望する者は、前記3で交付する入札説明書に基づき提出書類を作成し、提出しなければならない。
なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効
前記2に示した入札参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法
本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased:

Magnetic resonance imaging system [1]set

(2) Deadline for bid submission:

10:00A.M. May 29, 2018

(3) For more information, please contact the following division in Japanese:

Department of Administration, Niigata Prefectural Shibata hospital

*address: 1-2-8 Hon-cho, Shibata-City, Niigata

〒957-8588

JAPAN

TEL 0254-22-3121 Ext.2516